

世界文化遺産部会の設置について

令和 3 年 4 月 5 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (4) その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 5 期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和 3 年 4 月 5 日現在)

(正委員)

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

伊藤 毅 青山学院大学総合文化政策学部客員教授、東京大学
名誉教授

池邊 このみ 千葉大学大学院園芸学研究科教授

岩本 渉 アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

小浦 久子 神戸芸術工科大学大学院教授

佐々木 葉 早稲田大学教授

鈴木 淳 東京大学大学院教授

菱田 哲郎 京都府立大学文学部教授

藤原 恵洋 九州大学名誉教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

本中 眞 奈良文化財研究所長

山田 幸正 東京都立大学プレミアムカレッジ特任教授

吉田 ゆり子 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授、東京
外国語大学文書館長

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（令和三年 月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。（守秘義務及び利益相反）

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第十一条一に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第十一条二に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適

当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

(雑則)

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和三年 月 日）から施行する。

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和3年 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和元年5月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

- 1．部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）世界文化遺産部会の設置について（令和2年4月 日文化審議会決定）
 - 2．調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
 - （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
 - （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
- 2．会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

- 3．会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
- 4．3．の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
- 5．登録傍聴人は、4．に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

- 6．議事録は公開とする。ただし、1．ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1．ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

- 7．会議資料は公開とする。ただし、1．ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

世界遺産一覧表記載資産の保全状況の概要について
(この一年間に保全状況に関連して大きな動きのあったもの)

令和3年5月10日
文 化 庁

【法隆寺地域の仏教建造物】

- ・ 門前地区(緩衝地帯内)において宿泊施設の建設計画があるが、設計変更などにより発掘調査が中断している。
- ・ 奈良県及び斑鳩町による連携会議の設置について協議中。

【姫路城】

- ・ 平成14年に設置された防災施設について、令和4年度を目途に更新整備中。
- ・ 平成23年に策定した特別史跡姫路城跡整備基本計画について、令和3年度の改定を目指して見直し中。

【古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)】

- ・ 平成30年の台風21号による被害の復旧作業が複数の構成資産で継続中。
- ・ 賀茂別雷神社において、一の鳥居前にあった駐車場・バス乗り場・店舗を撤廃し、歩行者専用の空間として再整備を実施中。
- ・ 賀茂御祖神社において、江戸期の遺構を復元する整備事業を実施中。
- ・ 鹿苑寺において、鏡湖池の南に室町期の池跡を示すための整備事業が実施された。
- ・ 仁和寺において門前に宿泊施設の建設計画があり、京都市上質宿泊施設誘致制度を適用することが決まった。
- ・ 二条城において、本丸御殿の耐震補強を伴う修理工事を実施している。また、北側隣接地で2件のホテル計画が進行中。
- ・ 保存活用計画については、仁和寺で令和2年度に策定、賀茂御祖神社・醍醐寺・鹿苑寺で策定中。また、包括的保存管理計画は令和2年度末の完成予定であったが、令和3年度中の策定を目指すこととなった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大予防措置に伴う観光客減少でツーリズムの負荷が減少した一方、寺社・城では収入が激減し修理計画にも影響が発生。

【白川郷・五箇山の合掌造り集落】

- ・ 茅資材の確保のために、白川郷では令和2年度に企業と連携し茅刈りの機械開発を実施、令和3年度から本格運行に取り組み、五箇山では令和3年6月に上平地域に保管庫を整備する予定。
- ・ 防災整備の老朽化対策として設備更新が順次行われており、白川郷では令和2年度に地中の配管の漏水調査を実施した。
- ・ 五箇山では過疎化による空き家の対策として、令和3年度も引き続き相倉集落の市有家屋への移住者募集を行う予定。

【原爆ドーム】

- ・ 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について」を策定し、平和記念資料館本館下から見た原爆ドームの特に背後における景観誘導の枠組みの構築を進めることとした。

【巖島神社】

- ・ 緩衝地帯において計画されていた美術館建設計画が撤回された。
- ・ 令和元年度に生じた樹木の無断伐採については、切株を囲む食害防止ネットを設置して、切株からの萌芽による植生回復を促すこととしている。
- ・ 大鳥居について、平成31(令和元)年度から4か年計画で修理事業を実施中。令和2年度は主に木工事を行った。

【古都奈良の文化財】

- ・ 平城宮跡における国営公園整備事業について、第一次大極殿院の南門復原整備工事が進められている。令和4年春に完成予定であり、その後回廊等の復原が予定されている。
- ・ 平城宮跡南側の県営公園区域(緩衝地帯)で、歴史体験学習館の整備に向け

た検討や用地買収が進んでおり、令和2年7月にHIAの中間報告がなされた。

- ・ 奈良公園(緩衝地帯)の高畑町裁判所跡地の宿泊施設を伴う整備事業が完了、吉城園周辺地区の整備事業が実施中。
- ・ 令和元年度に遺産影響評価連絡会議を開催する体制が構築され、今後HIAマニュアルの策定に着手予定。

【日光の社寺】

- ・ 平成28年度より国土交通省日光砂防事務所が、資産となる建造物等への被害防止のため「山内地区砂防堰堤群整備事業」として大猷院沢・竜光院沢の堰堤・床固め整備等を実施中である。

【琉球王国のグスク及び関連遺産群】

- ・ 座喜味城跡において、令和元年に続き令和2年8月にも大雨の影響による地すべりが発生した。今年度復旧を行う予定である。
- ・ 令和元年の火災後、首里城跡では瓦礫を撤去、被災遺構は覆砂による養生、公開部分には覆屋を設置、薬剤による強化処置を施しモニタリングを継続実施している。
- ・ 斎場御嶽では令和3年3月に香炉の盗難事件が発生、犯人逮捕で香炉は戻った。再発防止のために見回りを強化した。
- ・ 勝連城跡では、緩衝地帯外の高さ制限緩和により周囲の景観に影響を与える可能性が懸念されている。
- ・ 中城城跡では南西側にあったホテル跡の撤去工事が完了し、今後、県営中城公園整備事業において整備を実施する。また緩衝地帯内で複合施設の建設が計画されている。
- ・ 令和2年に世界遺産登録20周年記念事業を実施した。

【紀伊山地の霊場と参詣道】

- ・ 高野参詣道町石道において、掘削と盛土によって溝を構築する無断現状変更が発生した。
- ・ 金峯山寺仁王門が老朽化しているため、修理工事を行っている。

- ・ HIA のためのマニュアルを検討中。

【石見銀山遺跡とその文化的景観】

- ・ 令和 2 年 11 月、令和元年の豪雨の影響で龍源寺間歩への見学経路にある銀山川護岸の崩落が発生し、復旧と対策を計画中である。
- ・ HIA の指針策定に向け体制を整えている。
- ・ 石見銀山世界遺産センターにおいて、訪日外国人のための多言語解説の機能を拡充している。また、非公開の鉱山坑道奥部の VR の公開を開始した。
- ・ 低炭素型モビリティの「グリーンスローモビリティ」導入のための社会実験を継続してきており、来年度以降の本格導入を計画している。

【平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群】

- ・ 中尊寺、毛越寺、無量光院跡など複数の構成資産において修理や整備事業が進行している。
- ・ 中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査、修復の計画書に対し令和 2 年 10 月に追加報告をユネスコ世界遺産センターから要請されたことから、今後追加報告を行うこととしている。
- ・ 緩衝地帯において「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を建設中。（令和 3 年度供用開始予定）
- ・ 有識者委員会の指導を得つつ『遺産影響評価（HIA）に係る研究報告書』を令和 2 年 3 月に刊行した。
- ・ 世界遺産登録 10 周年を迎えることから、記念行事等を予定している。

【富士山-信仰の対象と芸術の源泉】

- ・ 令和 2 年 11 月に保全状況についてユネスコ世界遺産センターへ報告した。
- ・ 山梨県において富士山登山鉄道に係る構想の検討が進められている。今後遺産影響評価を行う際に留意すべき観点等について富士山世界文化遺産学術委員会より提言がなされ、令和 3 年 2 月には同提言を踏まえた富士山登山鉄道構想がまとめられた。
- ・ 須走口 5 合目において、環境省等により既存の観光案内所及びバスチケッ

ト売場を集約したインフォメーションセンターの建設等の園地整備（令和3年度終了予定）が予定されており、園地事業全体についての遺産影響評価が富士山世界文化遺産学術委員会（令和2年10月15日開催）及び富士山世界文化遺産協議会（令和3年3月書面決議）において承認された。

- ・ 静岡県内の緩衝地帯において送電設備建替工事(令和4年度着工予定、令和9年度末竣工予定)が計画されており、遺産影響評価の結果は富士山世界文化遺産協議会（令和2年8月書面決議）において承認された。
- ・ 遺産影響評価マニュアルが策定された。

【富岡製糸場と絹産業遺産群】

- ・ 高山社跡の長屋門の修復・補強工事が完了し、東側と西側の長屋内を新たな展示室として、高山社の資料や長屋門の建築部材の一部を公開している。今後は母屋の解体修理に着手する予定。また、長屋門下部の石垣の孕みを修復中であり、令和2年度に完了した。
- ・ 富岡製糸場西置繭所の保存修理及び整備活用事業が終了し、令和2年10月に公開された。内部には資料展示室のほか、耐震補強用の鉄骨を骨組みとしたガラスの多目的ホールなどが整備された。
- ・ 荒船風穴について令和2年度に番舎遺構ゾーンの整備工事が完了し、操業時の搬出入路を見学路として整備した。
- ・ 田島弥平旧宅の建造物にかかる修復整備を平成30年度より始めており、令和2年度には別荘及び冷蔵庫跡が完了した。
- ・ HIA マニュアルの策定に向けた検討を進めており、令和3年度に策定予定。

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- ・ 令和2年3月に産業遺産情報センターが東京都新宿区に設置された。
- ・ 平成30年の第42回世界遺産委員会決議に留意し、インタープリテーション戦略の実施状況について、令和2年11月にユネスコ世界遺産センターに報告した。
- ・ 三重津海軍所跡や三池炭鉱エリアでガイダンス施設を整備中
- ・ 令和元年夏季の豪雨で大規模な崩落が発生した寺山炭窯跡や、令和2年夏季

の豪雨で被災した三池炭鉱専用鉄道敷跡で復旧工事を実施予定。

- ・ 旧グラバー住宅や宮原坑・万田坑の建造物で耐震補強工事を実施、旧集成館機械工場でも今後実施予定。

【国立西洋美術館】

- ・ 平成 30 年の第 42 回世界遺産委員会の保全状況審査の決議に基づき、令和 2 年 12 月に関係国とル・コルビュジエ財団とで保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターへ提出した。今年の世界遺産委員会で審議される予定。
- ・ 緩衝地帯内の J R 上野駅公園口前における J R 東日本、東京都、台東区の 3 者による駅舎及び駅前空間整備事業が令和 3 年年夏の竣工を目指し進んでいる。
- ・ 国立西洋美術館の前庭について、当初のコルビュジエの表現意図を回復することを目的とした整備を行う。本整備計画に関する HIA を行い、令和 2 年 8 月に報告書をイコモスへ提出した。本工事のため令和 2 年 10 月から令和 4 年春まで美術館は休館している。

【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- ・ 新原・奴山古墳群に存在した民間事業施設の公有化に伴い建築物・工作物が撤去された。また農業施設(カントリーエレベーター)の公有化については、令和 4 年度の完了が予定されている。
- ・ 平成 30 年度に定められた洋上風力発電施設規制範囲について、具体の事業に先立つ遺産影響評価のための方法書の作成が予定されている。
- ・ 宗像大社辺津宮斎館の建替に伴い確認調査を実施した結果、絵図に記された心字池の一部と島状の遺構が検出された。そのため建物の設計変更を行い、地下遺構を保存した上で建替工事が実施中されている。

【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産】

- ・ 黒島天主堂の保存修理・耐震対策工事が完了し、令和 3 年 2 月から公開が再開された。
- ・ 長崎県内において陸上風力発電及び洋上風力発電の設置計画があり、関係

部局及び事業者と協議が行われている。

- ・ 「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」の資産範囲を含む奈留島北西部の地域について、重要文化的景観の選定を目指した取組が進められている。また、奈留島内(構成資産外)に世界遺産ガイダンス施設が整備中であり、令和3年10月に供用開始予定。
- ・ 資産周辺に積極的な意義付けを行っていく取組として「世界遺産巡礼の道」の創設を令和3年度に予定。

【百舌鳥・古市古墳群】

- ・ 百舌鳥エリアのインタープリテーション関連施設として、令和3年3月に百舌鳥古墳群ビジターセンターが開設され、堺市博物館の展示もリニューアルオープンした。
- ・ 大仙公園地内において、堺市がガス気球の試験運行を準備中。試験運行は本格実施に向けたHIAの一環として期間限定で実施する。
- ・ 百舌鳥エリア緩衝地帯内に位置する南海鉄道高野線の高架化事業のHIAを実施中。また、本資産のHIAマニュアルについても策定中である。

世界遺産暫定一覧表記載物件の準備状況と課題等について

令和 3 年 5 月 10 日
文 化 庁1. 暫定一覧表記載の資産

(1) 古都鎌倉の寺院・神社ほか(平成4年暫定一覧表掲載)

「武家の古都・鎌倉」は、平成 24 年に推薦書を提出した。その後、再推薦に向けた準備を継続してきたものの、令和元年 11 月に推薦書案作成に関する活動を一時休止することが発表された。

(2) 彦根城(平成4年暫定一覧表掲載)

A) 作業状況

- ・ 学術会議を重ねることにより、顕著な普遍的価値(OUV)の在り方及び保存・活用体制について検討を深めている。
- ・ 滋賀県及び彦根市の協働の事業主体として彦根城世界遺産登録推進協議会が設置され、県市一体となった取組体制が構築された。
- ・ 大学における寄附講座の設置、展示会の開催、小学校教育との連携など市民の機運醸成を図る取組が進められた。

B) 課題等

彦根城が「東アジアの政治的混乱を克服して安定した秩序がつけられた歴史上の段階における日本の独特の政治体制を物語る『建築土木装置』の傑出した証拠」であるとする価値の主軸について、国内外で広く共有を図ることが必要。

特に上記価値が「階層的な配置・平面計画」及び「視覚的な象徴性」に表れているとしていることについて、過不足ない価値の説明となっているかどうかさらに検討するとともに、説明ぶりをさらに精緻にすることが必要。

主張する価値に立脚した比較研究を継続すること。特に彦根城が日本の近世城郭を代表するものであることについて、論理的な説明が必要。緩衝地帯及びその近傍における開発事業のコントロールについて、適切な手法を導入し機能させることが必要。

世界遺産の推薦に向けた一連の取組が資産及び周囲の環境にとって

どのような機能を果たすのかについて、地域住民をはじめとする関係者が共有し、主体的な取組を推進することが必要。

C) その他

- ・ 令和3年度までに推薦書原案を作成、令和4年度の世界遺産推薦、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成19年暫定一覧表掲載）

A) 作業状況

- ・ 専門委員会を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。
- ・ 構成資産の候補である特別史跡山田寺跡について保存活用計画の検討が進められており、令和3年度中の策定が予定されている。これにより、構成資産とする予定の文化財について概ね保存活用計画が整う見込み。包括的保存管理計画は令和2年度に素案が作成され、令和3年度に完成予定。
- ・ 宮内庁など関係する行政機関との連携構築も進んでいる。

B) 課題等

百済歴史地域や慶州歴史地域など同種の資産がすでに世界遺産一覧表に登録されている中で、日本列島における国家統治システムの形成過程を示すことが人類史としてどのような意味を持つか更なる検討が必要。

日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか更なる検討が必要。

文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を万全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。

包括的保存管理計画についてさらに精緻な検討が必要。

ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタープリテーション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。

C) その他

- ・ 令和3年度までに推薦書原案を作成、令和4年度の世界遺産推薦、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

(4) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成

24 年暫定一覧表掲載)

「平泉」は平成 23 年に 2 回目の推薦により世界遺産一覧表に掲載されている。その際、最初の推薦時(平成 18 年度)には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかった構成資産を中心に、拡張登録を目指すもの。

A) 作業状況

- ・ 拡張登録検討委員会等を開催し、拡張登録を行う上での OUV の主題及び構成資産の位置付けについて検討を継続。
- ・ 現時点では、極楽浄土思想に基づく「彼岸(来世)」と「此岸(現世)」の概念を導入し、両者で仏国土(浄土)を表現するものとしている。
- ・ 令和元年度から 2 年度にかけて遺産影響評価の観点及び指標に係る調査研究を実施し、報告書にまとめられた。

B) 課題等

拡張しようとする構成資産に関する調査研究の継続及び既に登録されている資産との関係の明確化。

OUV の主題の確定及びその価値に貢献する構成資産の妥当性の検討。拡張しようとする構成資産における史跡の追加指定など保護措置の更なる充実の検討。

C) その他

- ・ 令和 4 年度までに推薦書原案を作成する予定。

2. 今年度推薦を希望する資産

佐渡島の金山(平成 22 年暫定一覧表掲載)

令和 2 年に世界文化遺産部会より示された課題、及び準備状況報告書に示され対応ぶりは以下の通り。

課題 1 : 整理された OUV 及びその属性に基づき、推薦書全体の説明をより一貫したものとすること。包括的保存管理計画の説明も推薦書と整合性のとれたものとすること。

[対応] 現地の個々の遺構と価値付けがより直結して理解できるよう、推薦書第 2 章(資産の現状と歴史)と第 3 章(資産の価値)の用語や記述方法の統一、図の提示方法を工夫した(適切な場所に適切な情報を配置した)。包括的保存管理計画は、近世に価値を絞る一方で、地上に見える近代以降の資産も適切に保存・活用する基本方針を丁寧に記載し

た。

課題2：推薦書としての完成度を高めること。また、本推薦書の内容を裏付け補足する情報として必要十分なものを検討すること。

[対応] 本編及び付属資料を含め、全体として過不足なく厳選した情報を盛り込み、推薦書としての完成度を高めた。

3. 既に推薦書を提出している資産

北海道・北東北の縄文遺跡群

- ・ 昨年1月にユネスコに対して推薦書を提出した。同9月にイコモス現地調査、11月にイコモス・パネルが実施された。昨年末に接到した中間報告(インテリム・レポート)における追加情報要請に基づき、本年2月に追加情報をイコモスに提出したところ。
- ・ 本年5月末～6月頭にはイコモスによる審査結果が勧告され、同7月16日から31日に予定されている第44回ユネスコ世界遺産委員会において登録の可否が審議される見込み。

世界遺産の保全状況等に関する定期報告について

1. 定期報告の概要

(1) 根拠

第22回世界遺産委員会(平成10年、京都市)において、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講じることが世界遺産条約の履行における世界遺産委員会の重要な役割であるとの認識に立ち、各締約国が自国に所在する世界遺産の保全状況等に関して定期的に報告を行うことが決定された。

(2) 目的

条約の履行状況評価

世界遺産の価値の維持状況評価

世界遺産の環境や保全状況の変化に係る最新情報の把握

条約の履行及び世界遺産の保全における地域的協力、締約国間の情報・経験の共有のメカニズムとしての機能

(3) 報告の仕組み・内容

各締約国は、世界遺産条約第29条に基づき、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の行動に関し、6年周期で提出する(新しい周期の開始前には、通常「考察期間」と呼ばれる1~2年の中断期間あり)。アラブ、アフリカ、アジア・太平洋、ラテンアメリカ・カリブ、ヨーロッパ・北アメリカの地域順に実施。



様式は「世界遺産条約履行のための作業指針」に定められており、セクション「締約国における世界遺産条約の適用」とセクション「特定の世界遺産物件の保全状況」で構成される。

セクション「締約国における世界遺産条約の適用」

世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全般に関する報告。

セクション「特定の世界遺産物件の保全状況」

個々の世界遺産の保全状態に関する各資産ごとの報告。

第 3 期定期報告では、第 2 期定期報告後に判明した多くの課題について、その後の考察期間（2015 年～2017 年）において対応が検討され、幅広い改善がなされた。具体的な新たな取組は以下のとおり。

- 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みの導入
- 他の条約や世界遺産関連のプログラムとの相乗効果の強調
- 世界遺産条約履行のためのモニタリング指標の枠組み策定

(4) 我が国において対象となる世界遺産

世界遺産委員会は、定期報告として各締約国から提出された世界遺産一覧表記載したものの保全状況等について、地域ごとに審査することとなっており、我が国が属するアジア・太平洋地域については、第 1 巡目の審査が 2003 年 6 月の第 27 回世界遺産委員会で、第 2 巡目の審査が 2012 年 6 月の第 36 回世界遺産委員会で行われた（表 1 参照）。

第 3 巡目においては、2020 年時点で世界遺産一覧表に記載されている我が国の世界遺産（文化遺産 18 件（ 1 ） 自然遺産 4 件）が対象となり、2021 年 7 月 31 日までにユネスコ世界遺産センターへ最終提出することとなっている。今回報告する内容は、2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審査される予定。なお、今回の報告にあたっては、各資産における優れた取組事例についても積極的に回答する予定。

(表 1)

| サイクル | 審査対象遺産 | 審査年 |
|---------------------|--------------------|--------|
| 第 1 期定期報告（2002 年提出） | 1994 年までの登録遺産（ 2 ） | 2003 年 |
| 第 2 期定期報告（2011 年提出） | 2010 年時点の登録資産（ 3 ） | 2012 年 |
| 第 3 期定期報告（2021 年提出） | 2020 年時点の登録資産 | 2022 年 |

(1) 「ル・コルビュジエの建築作品 近代建築運動への顕著な貢献 」については、ヨーロッパ・北アメリカ地域の回で報告

- (2) 第 1 期定期報告の審査対象は、平成 6 年 (1994 年) までに登録された「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「屋久島」、「白神山地」、「古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)」の 5 件の世界遺産であった。
- (3) 第 2 期定期報告の審査対象は、平成 22 年 (2010 年) までに登録された「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「屋久島」、「白神山地」、「古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)」、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」、「原爆ドーム」、「厳島神社」、「古都奈良の文化財」、「日光の社寺」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「知床」、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の 14 件の世界遺産であった。

文化審議会世界文化遺産部会（第7回）

議事録・議事要旨

1. 日 時：令和3年3月30日（火）10：00～12：00
2. 場 所：文部科学省3階 3F2 特別会議室、WEB会議
3. 出席者：（委員） 佐藤部会長、松田部会長代理、伊藤委員、池邊委員、
岩本委員、大森委員、小浦委員、鈴木委員、館野委員、
藤原委員、二神委員、本中委員、山田委員
（文化庁） 杉浦次長、榎本審議官、豊城文化財鑑査官、伊藤文化資源活用課
長、山田文化遺産国際協力室長、西川文化財調査官、鈴木文化財
調査官

【佐藤部会長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより世界文化遺産部会を開催いたします。

本日予定している議事のうち、(1)「我が国における世界文化遺産の在り方」について(第一次答申)は公開となっております。(2)のその他については、世界遺産の暫定一覧表に記載する物件の候補の選定の審議に関わる案件でありまして、参考資料の2、文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開についての規定により、会議資料含めて非公開とさせていただきます。

まず、事務局から、委員の出席状況と事務局の紹介、そして配付資料の確認をお願いいたします。

【山田文化遺産国際協力室長】 本日は、1人遅れていらっしゃいますけれども、13名の委員の皆様にご出席いただき予定でございます。黒田委員、佐々木委員は所用により御欠席となります。新型コロナウイルス感染症のため、多くの委員の皆様がオンラインにて参加いただいております。

また、本日は、我が国における世界文化遺産の今後の在り方、第一次答申取りまとめに当たり、萩生田文部科学大臣の代理として、高橋文部科学副大臣が出席いたしております。

配付資料は、議事次第のとおりでございます。

【佐藤部会長】 それでは、議事に入る前に、前回までの議事録について確認をしたい

と思います。事務局より御説明があったとおり、既に委員の皆様からの御意見を反映したものととなっております。この内容で承認してよろしいでしょうか。皆様にも見ていただいていると思います。

それでは、事務局におかれましては、公開等の必要な作業をお願いいたします。

続きまして、早速、議題の1、我が国における世界文化遺産の在り方について、第一次答申案について議論をいただきたいと思います。本件につきましては、前回までの御議論を踏まえた第一次答申の素案について、2月19日から3月18日にかけて、任意の意見募集を行ってまいりました。本日の部会においては、意見募集の結果について事務局から報告をいただくとともに、第一次答申案について審議いただきたいと考えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【山田文化遺産国際協力室長】 資料2、通しページで申しますと36ページからを御覧ください。「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）素案」に関する意見募集の結果ということで、前回本部会で皆様に御議論をいただいた後、約1か月ほど文化庁のホームページ等におきまして意見募集を実施いたしました。意見の提出は、ダブっている人が多くいらっしゃいますけれども、事項ごとに数えまして、48件ということでございまして、ページの下の方にありますような意見数のばらつき具合ということになってございます。

具体的には、38ページからいただいた御意見を極力そのまま我々のほうで取りまとめさせていただきます資料を別紙として御用意いただいております。

幾つか御紹介いたしますと、例えば39ページの一番上には、世界遺産について、観光の目玉作りのように揶揄されることが多いけれども、なぜ世界遺産を目指すのか、マネジメントするのかを考えるきっかけにしてほしいといった御意見。同じページの真ん中ら辺、サイトマネージャーの重要性に言及してもらえたことはありがたい、継続的な配置、育成をしてほしいというような御意見をいただいております。

次のページ、40ページの2つ目の丸ですけれども、答申後には環境保全について、方向性や手順などを地方公共団体と協議して具現化してほしいといった御意見。

最後、41ページですけれども、その他も、ここで具体的に御紹介いたしませんけれども、我々の誤記でございますとか、文言のニュアンス等に関する御意見も多く頂戴いたしました。

その御意見をいただいたものを反映させたのが、資料3-1、3-2でございます。もう既に

具体的なところは先生方に事前にお送りしておりますし、この概要についても新しく3-1としてお作りしている概要についても先生方にお見せし、御意見をいただいて反映をしたもの、3-2、本文につきましても、先生方のその後いただいた意見、また、今回行いました意見募集の結果を反映し、部会長、部会長代理に御確認いただいた案になります。こちらをよろしければ答申をいただくということを考えております。

事務局からは以上でございます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。答申の素案について広く意見を募集したところ、48件の御意見をいただき、その中で、取るべきものを取って直していただき、また、委員の皆様からの御意見も反映した結果が資料の3-1、3-2になっているということでございますが、これにつきまして、なお御意見、公募した意見についても結構ですが、意見等ございませんでしょうか。

最終的にいいものとして今日「案」を取りたいと思っておりますので、御意見あれば、ぜひお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。二神委員、お願いします。

【二神委員】 ありがとうございます。

変更が必要というほどのことではないのですが、皆様の御意見を拝見いたしまして感じたことを申し上げます。例えば活用のことについて、答申案の(3)のマル7を見てみますと、経済的な基盤の強化と、保存のための取組の強化との関連性は、私たちとしては言わずもがなというか、経済的な基盤の強化によって、当然に保護が強化されると考えていました。しかし、その辺りの関連が弱いのではないかとか、本末転倒なのではないかといった意見が皆様からあったので、もしかすると当たり前だと思っていたことに関する表現が、もしかすると弱かったのかなという反省もしたところです。

ただ、よく読むと指摘されたような内容も含まれているように思いますので、文言を変更したほうがいいということではありません。しかし、今後、運用の際などに、注意する必要があるのではないかと思います。以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。大事な御意見だろうと思います。47ページの(3)活用の、人々の往来や地域経済の活性化というところかと思いますが。経済的な活性化のほうに重点が入り過ぎていないかという御意見と思いますが、いかがでしょうか。この文章も、下のほうでは、文化遺産の保存と一体となった持続的な活用ということは一応うたってはあると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局から説明させていただきます。

【山田文化遺産国際協力室長】 ありがとうございます。今回、いろんな多岐にわたる御意見を議論いただきまして、様々な角度から世界遺産の保存、価値、活用についてまとめていただいたものと思っております。ここの部分、我々も反省をいたしておりますけれども、一方で、価値づけとしては、何といてもやっぱり保存がまず第一、(1)として3つ書かせていただいて、その次に価値ということを書かせていただいて、さらに、その基盤の上に書いたということかと思っておりましたけれども、活用というものの中に経済の話が若干出ていると。そのところを今、二神委員から御指摘あったように、少し舌足らずなところがあったかもしれませんが、何より、我々としては、保存の重要性ということは理解をし、また、今後の運用についても関係者と一緒に取り組みなくてはならないということだと思いました。ありがとうございました。

【佐藤部会長】 今、説明にあったように、第1章の中では一番最初に、保存がまず大事で、それで活用も大事であるという、保存と活用の一体的な志向が大事だろうという位置づけだったと私は思っております。(1)で保存についてまず書いてあって、3番目で活用について述べたところで、この文章が出てきているということと、それから、最後のほうに、文化遺産の保存と一体となったというような文言があるので、読み取れなくはないと思います。ただ、今のような御懸念があるということであれば、これから、運用についてと、まだ、今後の検討で、この後でまた議論が始まる、次の段階の答申もあるわけでございますよね。そういう中で位置づけていくということで、文章の改訂までいかななくてもいいのか、あるいは、ここはこうしてほしいというのがあればおっしゃっていただいて…。二神委員、お願いします。

【二神委員】

ありがとうございました。文言の変更が必要とまでは思っていなかったのですが、同様の御意見が複数あったため、保存の重要性や、経済的な効果も最終的には保存につながるものであるということ、今後この答申内容を広めていく上で、一層強調していく必要があるのではないかと感じた次第です。もちろん、詳細に読んでいけば全て網羅されていることは分かりますが、第一印象も大事なので、少し気になった次第です。

【佐藤部会長】 それでは、ここも保存を前提として、それと一体となった活用によって持続可能な、保存も活用も持続可能になっていこうというニュアンスを何らかの形で、これを御説明するような機会には発信していただくということではいかがでしょうか。ほ

かの委員の方、いかがでしょうか。文言の修正まで行くかどうかということなんですが。これは、概要のほうにそういうニュアンスを加えるというのは、まだ時間的には可能なんでしょうか。これも一緒に今日決定して、「案」が取れるということになりましょうか。

【山田文化遺産国際協力室長】 はい。ただ、御答申いただくのは、あくまでも資料3-2でございますので、今、二神委員から御指摘いただいたものも今後、すみません、この会議資料という意味では修正はできませんけれども、今後我々が本答申の概要として活用する際に、御指摘の点も踏まえた修正が可能かどうか努めてまいりたいと思います。

【佐藤部会長】 それでは、今日の恐らく議事概要について、そういう御意見があって、委員の意見がそれで一致したというような内容を議事概要に載せるということで…、今後の私たちの次の検討の中で、今の二神委員の御意見を生かしながら議論していくということでいかがでしょうか。二神委員、よろしいでしょうか。

【二神委員】

変更をお願いしたいわけではなくて、答申素案に対していろいろな意見が出ているので、そういうご意見に対して、今後いっそうの説明をしていったほうがいいのかと思った次第です。大変お手数をおかけして申し訳ございません。

【佐藤部会長】 それでは、議事録のほうに、こういう御意見があって、皆さんそれを共有したということを書いていただいて、あと、私たちが次の審議の中でそれを生かしていくということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。池邊委員。

【池邊委員】 池邊でございます。変更等ではなく、この期に及んでということでございますので、少しだけ文言の確認になります。

内容については、以前から気になってはいたのですが、サイトマネージャーについてです。今回、パブリックコメントでも、サイトマネージャーについて書いていただきましてありがとうございますというような言葉がございました。今まで多分国民の方々も、サイトマネージャーというものがどういう方なのか、その方がどういう役割をするのかというのが分からなかったかなと思っています。

概要ですと42ページ、本文ですと37ページに、サイトマネージャーについて書かれていて、37ページには、かなりサイトマネージャーの役割がますます重要となるが、必要となる能力が従来の文化遺産保護に比べ多岐にわたるため、その人材育成及び適切な配置も急がれると書かれています。その下に、具体的方策の中に、地方自治体でサイトマネージャーの育成

及び適切な配置、国のほうでは、研修などによるサイトマネージャーの育成支援という言葉が書かれています。これ自身は、大変サイトマネージャーについても重要であるということが書かれているのですけれども、これを地方自治体に置き換えた場合に、誰がこのお金、人の雇用も含めてやってくれるのであろうか。

そうしますと、この概要だけを見ますと、地方自治体のほうは、42ページですね、部局・自治体の垣根を越えた体制及び予算の構築・維持・発展ということで、予算という1項目が入っております。これが国から答申として出るとすれば、この予算を取らなきゃいけないということが、各暫定遺産を抱える自治体にはいくのかと思います。

ただ、この予算の中には、従来の世界遺産課をつくるというような形、世界遺産のそこぐらいいままでにしかいかないのではないかという懸念が私には非常にあります。なぜなら、サイトマネージャーというもののどういう人が適任なのか、あるいはそういう人を雇用できるという力が各地方自治体にはないというふうに、私はいろんな地方自治体を、すみません、私は名勝のほうからでしか接していない部分もありますが、世界遺産のほうも幾つかのところと接していますが、マネージャーをできるような人材というのは非常に難しく感じております。

国のほうとしては、これがどこまでかかるのか分からないのですが、サイトマネージャーの育成等、地域コミュニティや地方自治体の取組の支援。取組支援というのは、書くのは簡単ですが、これは国の補助とか、サイトマネージャーを育成するための例えば補助金、そういうものが出るのかどうか。国の研修に参加してくださいというのは今までもあったと思いますし、それを強化するというのは今後もあると思いますが、その辺りが今回のものの中では非常に曖昧で、せっかくサイトマネージャーのことを、ここまで重要だということを書いていただきながら、その予算や人の雇用に関して、あるいは育成のシステム、国の研修を数回受けただけでは、サイトマネージャーというのはできないと私は感じておりますので、その辺りのことをこの書き方だけですと、育成等取組支援という感じで、研修やりますよぐらいにしか国のほうでは聞こえていません。

地方自治体のほうでは一応予算の構築という形で書かれていますが、これがサイトマネージャーの予算に回るとは思えないのですが、その辺りが、文言の修正という形ではなくてもよろしいのですけれども、サイトマネージャーというものをこれだけ57ページのところのように書いていただいたのは多分初めてだと思いますし、これが書かれたということが私はすごく大事だと思います。

ですけれども、それに対する手当が、予算的にもただ研修やるよと、今までの世界遺産課の方々にみんな呼びかけて、聞きに来てくださいというだけでは、サイトマネージャーという専門職に近いものは育成できないのではないかと思いますので、これは今後のことで結構でございますので、少し諸外国に比べますと、修復ですとかこういうものに関する専門家というのは、大学でももちろん教育やっているものは少ないですし、非常に従来の教育委員会、生涯学習課の中においてもそういう方がいらっしゃらないと認識しておりますので、ぜひともこの辺りは、少し今後予算面、あるいは育成の少しは、学校と言うのですか、こんなことを言って、他省庁のことを申し上げてあれですけれども、国土交通省などではそういうものの研修の大学校のようなもので、たくさん人数を集めて合宿というようなこともやったりもしますが、別に合宿をしるというわけではありませんが、その辺りについて、どういう人材を採って、どういう形で長期的に教育していくのかというのは非常に大きな問題だと思いますので、この辺りについて、今後の検討で結構でございますので、予算の確保も含めて強化をお願いしたいと思います。

長くなりました。以上でございます。

【佐藤部会長】 これからの方向についての御提言だと思いますが、一応事務局のほうで、今回の答申としてはこういう形であるということについて、説明をお願いしたいと。

【山田文化遺産国際協力室長】 ありがとうございます。池邊委員の御意見ごもっともだと思います。我々のほうも、いろんな自治体で様々な管理の体制があると、弱いところも、しっかりしているところもありますし、サイトマネージャーと一言に言っても様々なありようがあるということで、あまり逆にここを国のほうでこういうものと定義し過ぎないで、逆に我々としては、いろんな自治体でこんなやり方をしているということをはかの自治体の方にもお伝えをし、どういうやり方をするかと。委員からは補助というお話ございましたけれども、主体的には自治体等が主体になって行いますけれども、その支援を我々のほうでこれからどうやっていけるのかということは、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【池邊委員】 すみません、一言だけ。補助ではなくて、要するに、人材を雇用していくというようなことを、国が推進してほしいというようなことを書いていただいたほうが、国が補助しますよということは、もう補助金行政は要らないのかもしれないですが、サイトマネージャーを雇用する、雇用と言ったら変ですけれども、そこに対する、人材に対する予算の確保というような形を、地方自治体のほうは、概要では、体制及び予算の構築と書いてあ

りますので、そこにサイトマネージャーのことも含まれていると考えてよろしいのか、その辺りを含められているともし地方自治体から聞かれたときには、この予算の構築の中には、サイトマネージャーの雇用だとか育成のお金も含まれているのかどうかということをし、これは答えとして用意しておいていただきたいと思います。

【佐藤部会長】 どうぞ。いかがでしょう。

【山田文化遺産国際協力室長】 ここで書いております予算は、サイトマネージャーも含めて今まで確保していらっしゃる予算の充実もそうですし、新たに確保していただきたい予算も含まれています。それは、人もそうですし、インタープリテーションもそうですし、実際に遺産を保存をするための予算もそうですし、ありとあらゆるものに必要な予算と受け止めております。我々のほうで直接雇用して、自治体が管理する遺産を国家公務員が出張って行ってあれこれ指図するというのは指示体系的に難しい面もありますけれども、一方で、国がそういった管理体制、サイトマネージの在り方についてどんなお手伝いができるかというのは、非常に重要だということは先生の御指摘のとおりなので、一緒に考えさせていただきたいと思っております。

【池邊委員】 別に国がそんなふうに出張っていけとは言っていないのですけれども、サイトマネージャーのことも予算の中に入っているということで安心いたしました。そのことをぜひ地方自治体のほうにも伝えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【佐藤部会長】 それでは、岩本委員から手が挙がっておりましたので、お願いいたします。

【岩本委員】 ありがとうございます。岩本です。

資料3-1の概要、これについて意見照会があったかどうか自分でもよく覚えていないのですけれども、当然、こういう一枚紙をつくって方々に流布するということは非常に意味があることなので、これ自体に私、修正意見を申すわけではないですが、スケルトンだけ残しましたので、逆にSDGsへの貢献ですとか、あるいはコロナというような課題についても、このとき頭の中にあっただという「はじめに」の部分がすぼっと抜けていますので、

これから、文化庁としてもいろいろこの答申を紹介するとか、さらに詳しく広報するとかという機会があると思いますが、そのときにこういったバックグラウンドも併せて御紹介いただけると、あの時代にまさにこういうタイムリーな答申が出たんだなというふうに言われるのではないかと思います。どうもありがとうございます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。これは、今回答申がまずまとまった後で、それをさらに発信するような機会があると思うんですが、それについても何か目算というか、予定があたりでしたら教えていただくとありがたいです。

【山田文化遺産国際協力室長】 こちらは、まずはこの会議でおまとめいただいた資料3-2の答申をはじめ、ホームページに掲載をしたりとか、この答申案にもありますように、SNSとかも有効だというのがあるので、SNSの立ち上げも今検討しております。そういったときに、答申案全体ですと長いので、こういったものを活用させていただくということはあるかなと思います。また、その際に、今、二神委員、岩本委員からいただいたもの、これはあくまで概要でございますので、趣旨が反映させられるように注意をしたいと思っております。

また、この内容については、答申をいただいたら英訳をして、海外にも発信をしていきたいと思っておりますけれども、その際も、この部会の場でいただいた御意見を踏まえて対応をいたしたいと存じます。ありがとうございます。

【佐藤部会長】 岩本委員、よろしいでしょうか。

【岩本委員】 ありがとうございます。

【佐藤部会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、今、幾つかの御意見がありまして、それについては、それぞれ今日御説明のような対応をしていただくということで、案のとおりで、我が国における世界文化遺産の今後の在り方の第一次答申を決定してもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、こういう形で今日答申案をまとめたということにさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいま取りまとめられました第一次答申について、私のほうから、高橋文部科学副大臣に手交させていただきたいと思えます。

それでは、まず、撮影のためにメディアの方に入室いただくということなので、よろしく願いいたします。

(答申手交)

【佐藤部会長】 それでは、ただいま答申をお受け取りいただきました高橋副大臣から、一言お言葉をいただけますでしょうか。

【高橋文部科学副大臣】 皆様、ありがとうございます。ただいま、佐藤部会長から、我

が国の世界文化遺産の今後の在り方について、第一次答申をいただきました。本件については、昨年11月の諮問以来、およそ5か月という限られた時間で、大変精力的な御審議を賜りました。皆さん、本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、会議は、本日もですが、オンライン開催、前例のない状況となりましたが、佐藤部会長をはじめ委員の皆様方が英知を結集してくださいまして、多岐にわたって充実した内容にまとめていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

答申においては、世界遺産一覧表への記載の意義、世界文化遺産の持続的な保存・活用、世界遺産一覧表の充実に向けた取組などについて、基本的な方向性を示していただきました。

一覧表記載後も地方自治体を中心となり、地域コミュニティとともに、持続的な世界文化遺産の保存・活用を進めていただくため、文部科学省といたしましても、地方自治体や世界文化遺産を支える全ての関係者に答申の内容を発信してまいります。また、お示しいただいたような自治体における取組への支援をしっかりと実施してまいりたいと思います。

さらに、暫定一覧表の見直しについても一定の方向性を示していただきました。来年度は具体的手順を定め、暫定一覧表の見直しに向けた御議論をいただきますが、我々としても、その参考として、例えば、自治体や国民に向けたアンケートの実施などを検討してまいりたいと思っております。委員の皆様方には、年度内を目途に、最終的な答申をいただくことを考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。これからもどうぞよろしく願います。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。ここで、メディアの皆様は御退出をお願いいたします。

これにて、御多用な高橋副大臣におかれましては御退席ということでございます。どうもありがとうございました。

【高橋文部科学副大臣】 皆様、ありがとうございました。引き続きよろしく願います。

(高橋文部科学副大臣 退席)

(2) その他

今回取りまとめられた第一次答申を踏まえ、来年度の文化審議会において、暫定一覧表の

見直しを進めていくに当たり、意見交換を行った。